

京都市立学校学習用コンピュータ等貸出条件

- 1 貸出物品の貸出を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、貸出物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸出物品を利用する児童生徒（以下「利用者」という。）その他保護者以外の者が貸出物品に関わる場合も同様の義務を負う。
- 2 貸出物品の利用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出物品を、売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸出物品を、学習活動や学校との連絡等校長が定めた用途以外に使用すること。
 - (4) 貸出物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 校長が別に定める学習用コンピュータ等利用規約等に反する行為を行うこと。
 - (6) W i - F i 対応の学習用コンピュータとして貸出を受けた場合、L T E通信機能を使用すること。
 - (7) その他学習用コンピュータ等貸出目的に反すること。
- 3 保護者は、校長から貸出物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 学習用コンピュータの充電に係る経費は、保護者の負担とする。
- 5 保護者は、貸出物品を亡失したとき又は貸出物品が損傷したときは、直ちに貸出物品亡失・損傷届を校長に提出するものとする。
- 6 亡失又は損傷が、保護者又は利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸出物品の現状復旧に要する費用は保護者の負担とする。
- 7 保護者は、貸出物品の利用に当たり、保護者又は利用者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 8 保護者又は利用者が貸出条件に反する利用を行った場合は、貸出を取り消す場合がある。この場合において、保護者は校長が別に定める日までに貸出物品を返却するものとする。
- 9 保護者は、校長が別に定める貸出期間終了日までに、貸出物品を返却するものとする。
- 10 貸出期間中であっても、学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸出を中止することがある。
- 11 校長は1年以内の貸出期間延長ができる。延長する場合はその旨保護者に知らせするものとする。延長は繰り返すことが可能である。
- 12 その他、学習用コンピュータの利用に際しては、校長の指示に従うものとする。